

防府市上下水道局建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準

1 目 的

水道施設工事（水道管布設工事）に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する等級の区分は、この基準の定めるところによるものとする。

2 総合点数の算出方法

防府市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準の2 総合点数の算出方法に準じて行うものとする。

3 等級区分

（1） 水道施設工事の等級区分は、対象審査基準日における総合点数及び等級別条件により次のとおりとする。

等 級	区 分 (総合点数)	等 級 別 条 件
A	700点以上	(1) 水道施設工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の水道施設工事における年間平均完成工事高が500万円以上あること。 (3) 過去2年度に防府市上下水道局発注の水道施設工事において65点未満の工事成績評定点がないこと。ただし、過去2年度に施工実績のない業者は本条件を適用しない。 (4) 防府市指定給水装置工事事業者の登録業者であること。
B	550点以上	(1) 水道施設工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経審の水道施設工事における年間平均完成工事高があること。 (3) 防府市指定給水装置工事事業者の登録業者であること。

C	A・B等級以外	(1) 水道施設工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。
---	---------	---

- (2) 新規業者及び新規業種については、最上位等級に格付しない。この場合においては、最高Bまでとする。
- (3) 中間年における新規業者及び新規業種は、一律最下位格付とする。
- (4) (1)に定める等級別条件のうち、防府市指定給水装置工事事業者登録がないことにより下位等級に格付された業者が、年度途中において登録した場合には、指名業者審査委員会（以下「指名審査会」という。）に諮った上、格付の変更ができるものとする。
- (5) 年度途中において、特定建設業者から一般建設業者へ変更になった場合、防府市指定給水装置工事事業者登録を廃止若しくは休止した場合又は防府市指定給水装置工事事業者登録が失効した場合には該当する業者の格付を変更する。なお、この場合において、再度特定建設業の許可を受けた場合又は防府市指定給水装置工事事業者登録を再開若しくは再登録した場合には、指名審査会に諮った上、格付の変更ができるものとする。
- (6) 格付の見直しは基準年のみとし、中間年における格付の見直しは行わないものとする。

附 則

この基準は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月31日から施行する。

附 則

- この基準は、平成29年2月1日から施行する。
- この基準による改正後の規定は、平成29・30年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付から適用し、平成27・28年度以前の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日から施行する。